審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目		内容
1	処分名		美容師養成施設の変更等の承認
2	法令名		美容師養成施設指定規則
3	法令番号		平成10年厚生省令第8号
4	根拠条項		第5条第1項、第2項、第3項
5	処分権者		京都府知事
6	法令の定め		(変更等の承認) 第五条 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の 定員を増加しようとするとき、又は第二条第一項第十二号に掲げる事 項を変更しようとするときは、二月前までに、その旨を記載した申請 書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認 を得なければならない。 2 指定養成施設において新たに養成課程を設けようとするとき(新 たに理容修得者課程を設けようとするときを含む。)及び新たに同時 授業を行おうとするときも、前項と同様とする。 3 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における養成課程の一 部を廃止(理容修得者課程の一部又は全部を廃止する場合を含 む。)し、又は当該養成施設を廃止しようとするときは、二月前まで に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設所 在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。 一 廃止の理由 二 廃止の予定年月日 三 入所中の生徒があるときは、その処置 四 指定養成施設を廃止しようとする場合にあっては、当該養成施 設に在学し、又はこれを卒業した者の学習の状況を記録した書類を 保存する者の住所及び氏名(法人又は団体にあっては、その名称、 主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名)並びに当該 書類の承継の予定年月日
7	審査基準		美容師養成施設指定規則 「美容師養成施設の指導要領について」(平成27年3月31日付健発 0331第20号厚生労働省健康局長通知) 「美容師養成施設における中学校卒業者等に対する講習の基準等」 (平成20年厚生労働省告示第46号) 「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」(平成20 年厚生労働省告示第47号) 「聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校における美容師養成施設の指定の基準」(平成20年厚生労働省告示第48号) 「矯正施設における美容師養成施設の指定の基準」(平成20年厚生 労働省告示第49号) 「美容師養成施設の教科過程の基準」(平成20年厚生労働省告示第50号)
8			
9	協議機関名		
10	標準処理期間		(⑪合計期間) 2箇月
		経由機関	
		協議機関	
		当該処分機関	2箇月
12	問合せ		生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
(3)	備考		・承認を受けようとする美容師養成施設の設立者は、美容師養成施設の指導要領に基づき、変更等を行おうとする日の1年前(同時授業を行う場合は10箇月前)までに変更等計画書を提出し、事前協議を進めること。 ・事前協議完了後、美容師養成施設指定規則に基づき、変更等を行おうとしようとする日の2月前までに変更等承認申請書を提出すること。